

注 意 書

あなたに対し、訴訟が提起されました。以下の点に注意し、裁判に対応してください。

1 答弁書の提出

「訴状」には原告の主張（言い分）が書いてあります。あなたの応答を記載した「答弁書」を提出してください。「答弁書」は2通（「裁判所用」と「原告用」）を作成し、それぞれに記名・押印して裁判所宛に提出してください。

2 答弁書の書き方

「答弁書」には、裏面の記載例を参照の上、必ず事件番号（令和〇〇年〇〇第〇〇号）と当事者名を記入してください。「請求の原因に対する答弁」には、原告の主張ひとつひとつについて、認めるか認めないかを記載してください。そのほかにあなたの主張（言い分）があれば、「被告の主張」として書いてください（原告の主張する事実に対する認否とあなたの言い分は分けて書いてください。）。

3 裁判期日への出頭

「答弁書」を提出せず、期日に出頭しない場合は、原告の主張を認めたものとして取り扱われ（民事訴訟法159条1項、3項）、欠席のまま判決がなされることがあります。

4 地方裁判所の事件は、弁護士でなければ訴訟の代理はできません。法律相談等については、次の機関があります。業務内容（相談費用を含む）については、各機関に直接お問い合わせください。

(1) 和歌山弁護士会

電話受付時間：平日 午前9時～午後5時
（午後0時～午後1時を除く）
電話番号：073-422-4580（代表）

(2) 法テラス

① コールセンター

電話受付時間：
平日 午前9時～午後9時
土曜 午前9時～午後5時
電話番号：0570-078374

② 和歌山地方事務所

電話受付時間：
平日 午前9時～午後5時
電話番号：050-3383-5457

5 期日の変更申請

弁護士を頼まないときはあなたが出頭しなければなりません。病気その他やむを得ない事情で、期日に出頭できないときは、期日前に「期日変更申請書」にその理由を詳しく書

き，医師の診断書その他の証明書を添えて，裁判所に提出すると，期日変更が認められる場合がありますが，単に仕事というようなことでは期日変更の理由とはなりません。

記 載 例

令和〇年（ワ）第□□□号
原告 和歌山太郎
被告 紀州花子 外1名

答 弁 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山地方裁判所民事部〇係 御中

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県××市△△町1-1（送達場所）

被告 紀州花子 ⑩

電話番号〇××-△△△-□□□□

請求の趣旨に対する答弁

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

請求の原因に対する答弁

- 1 請求の原因第1項は認める
- 2 同第2項のうち・・・の点は認めるが，その他の点は否認する。
- 3 同第3項は否認する。
- 4 同第4項のうち，・・・の点は否認するが，その他の点は知らない。

被告の主張

・・・・・・。

（上記で「否認」した理由や，あなたの言い分を記載してください。）

※ 答弁書は「A4」の大きさの用紙に縦方向横書きで書いてください。

※ 誤記等があった場合は，その部分に二重線を引き，訂正印を押してください。（修正液等は使用しないでください。）